

# 人吉藩における科代指杉について — 『科代指杉檜帳』を素材に —

串間 聖 剛

はじめに

林政を行う上で、それを円滑に行うためには、山林犯罪に対する刑罰を定める必要がある。大石久敬の『地方凡例録』の中に、「料所林の木を盗伐したる者、古来は死罪又は其仕方にて獄門」とあるように、古来より山林刑罰は存在していたが<sup>1)</sup>、これを造林と結びつけたのが「科代造林」である。国史大辞典では科代造林について、「近世の森林犯罪者への刑罰として、罪科に応じた本数の苗木を犯人、または犯人を出した村などに植付けさせる方法」と解説されており<sup>2)</sup>、地域によって科代植、過料木植、等と名称は異なるが、早くから幕府・諸藩において実施されていた。

例えば、幕府では寛永二十(1643)年に軽罪人に対して竹木の植栽を科しており<sup>3)</sup>、東北地方の新庄藩では万延元(1860)年に「一、植立杉三万本、但市野の村、流木不調法に付、過料木植立奉差上候」としている<sup>4)</sup>。九州においても熊本藩では、天保三(1832)年の文書に「一、差杉八百本、小二郎、豊次、但兩人不埒に付、過料差杉分耆人に付四百本充」とあり、御山の中で行われた「不埒」な違法行為に対して科代植が課されている<sup>5)</sup>。他にも九州では、福岡藩、小倉藩、佐賀藩、四国では高知藩、宇和島藩

等において科代造林が実施されていたことが確認されており、その事例は多いといえる。

本稿の対象地域である人吉藩においては「科代指杉」が実施されており、諸藩の中でも最も科代造林を利用した藩であるといわれている<sup>6)</sup>。人吉藩は肥後国南部に位置した約二万二千石の小藩であり、藩領域の五割以上を山野が占める山岳地帯である上に耕作不適地が多く<sup>7)</sup>、豊富な森林資源は他に目立った特産物の無かった人吉藩では貴重な収入源であった。そのため、森林保護と共に造林が藩の重要な政策として位置付けられていた。【表①】の人吉藩における

【表①】指杉御改惣目録

	天明7年	寛政2年	文化2年	文化6年	文化10年	
春定指	定例高	207090本	224650本	224420本	212694本	224980本
	指杉	204376本	247086本	241000本	230203本	238580本
	指檜	12131本	4935本	4154本	5028本	6620本
	過木	18675本	29790本	25027本	25955本	20434本
	不足	9258本	2419本	4293本	4446本	3186本
	合計	216507本	252021本	245154本	235231本	245200本
科代指	科代高	50140本	35880本	25980本	19140本	
	指杉	42594本	36020本	19258本	17425本	16042本
	指檜	2436本	2446本			1817本
	過木	6943本	5536本	2377本		
	不足	12053本	2950本	9099本		
合計	45030本	36466本	19258本	17425本	17859本	
奉公指	指杉	15996本	11774本			
	指檜	692本	190本			
	合計	16688本	11964本			

【表①】の人吉藩における指木数を調査した『指杉御改惣目録』には「春定指」、「奉公指」と「科代指」の指木数が記録されている<sup>8)</sup>。これによると、科代指杉は公役造林である春定指杉に次いで、多いときには数万本単位で実施されており、人吉藩における主要な造林手法のひとつであったことが分かる。しかし、その内容については、これまでその存在が触れ

られている程度であり、明らかにされていない部分が多い。

そこで本稿では、人吉藩の科代指杉について、実施状況が詳細に記録された『科代指杉檜帳』を素材として考察を行うこととする。

### 一、「科代指杉檜帳」について

本稿の基本史料である『科代指杉檜帳』は、広島大学付属図書館所蔵『相良家文書』<sup>①</sup>の一冊であり、その一部が『日本林制史資料人吉藩編』に収録されている<sup>②</sup>。江戸時代中期の享保年間から文政年間に至るまでの科代指杉が、年月を追って記されており、表紙に「享保十六亥年三月始之二冊之内、科代指杉檜帳、附願事二付指杉仕立記之、袖方所」とあることから、享保十六(1731)年三月に袖方所<sup>③</sup>で作成された文書であることが分かる。

内容は、「科代本数」、「指付人」、「科代理由」が記されており、末尾に「何年春、改検者某、改之」と御改が終了した旨が追記されていることから、科代指杉の申渡状を控えたもので、指杉を改めるために利用された文書であると考えられる。しかし、その書式は明和年間には、御改済の追記が見られなくなり、さらに文化年間には、科代理由が省略され「罰帳にくわし」と、詳細な内容については、犯罪の詳細と科刑を記録した『罰帳』<sup>④</sup>に併せて記されるようになるなど序々に簡略化されている。その理由は定かではないが、おそらく、安永六(1777)年に袖方所が御林方に統合され、さらに天明五(1785)年に御林方が勘定方に統合されるといった山林

職制の変更が実施されたことに関係していると考えられる。

### 二、科代指杉の分析

それでは、「指付時期」、「指付場所」、「樹種と科代本数」、「指付人」、「罪種と科代理由」の項目ごとに、『科代指杉檜帳』から作成した「表②」及び、具体的な事例から、科代指杉の分析を行っていくこととする。

#### (一) 指付時期

まず、指付時期については「表③」の「指付時期分布表」によると、全六七件中、春、または二月〜四月のものが三二件と全体の五割を占めており、指付時期は春が最も多かったことが分かる。これは春に指付けを行えば、その後暖かくなるために活着率が上がり、発根も早くなるためである。科代指杉のみならず、公役造林である春定指杉も、その名称からも分かるように三月の定日を実施日としており<sup>⑤</sup>、奉公指杉についても同様であった。また、

【表③】指付時期分布表

指付時期	件数	%
春・2月～5月	32件	48%
9月～12月	8件	12%
その他	7件	10%
不明	20件	30%

秋も春に次ぐ指木の適時であり、「表③」では九月〜二月が八件、一二月パーセントと、春・秋では全体の六割となる。しかし、当然ながら科代指杉が科される理由である山林犯罪は、季節を問わず発生する。『科代指杉檜帳』には、六月に起こった山林犯罪に対して、明春に指付けを行うことを指示した事例が存在することから<sup>⑥</sup>、科代指杉

【表②】科代指杉指表

年代・時期	改換時期	場所	棟木	棟木種類・本数合計	指木数/1人	損種	科代理理由
1 享保16年亥春	享保20年卯春	多良木村	吉村加兵衛、小田兵左衛門、酒田仁助、他 合計17名	杉3715本	200本	その他	流木に頂口を打ち込みたる為
2 享保16年亥春	享保19年寅春	宮原村宮の谷	橋本半左衛門、松尾平助、緒方忠七、他 合計10名	杉2000本	200本	その他	流木に頂口を打ち込みたる為
3 享保16年亥春	享保19年寅春	宮原村(仙福寺、赤豆野)	緒方平八、榎本三右衛門、田原助七、他 合計9名	杉1800本 (仙福寺630赤豆野1170)	200本	その他	流木に頂口を打ち込みたる為
4 享保16年亥春	享保19年寅春	上村(湯之谷、宇との谷、永山)	渡永久左衛門、尾方金兵衛、池田成右衛門、他 合計14名	杉2800本 (湯之谷410宇との谷715永山1675)	200本	その他	流木に頂口を打ち込みたる為
5 享保16年亥4月	元文3年辛酉	奥野妙見山	奥野百姓・佐右衛門	杉6600本	350本	失火	竹藪を焼きたる為
6 享保16年亥4月	享保19年寅春	関元馬越	大直吉左衛門、畑主、清口六左衛門	杉3000本	300本	失火	朝用木を焼きたる為
7 享保16年亥7月	元文2年巳春	久米村ばち	直目本宅	杉1500本・楠1000本	300本	不明	松の根を無断で伐り倒したる為
8 享保16年亥10月	元文2年巳春	瀬前地方権現山	瀬前・物主中、同・山留中	杉300本	300本	その他	代村の松と取返進、買主へ引渡したる為
9 享保17年子春	元文3年辛酉	武蔵山の内外下	杉1180本	259本	失火	杉を焼失したる為	
10 享保17年子3月	元文2年巳春	奥野妙見山岩かさこ	竹木目付・皆藤孫右衛門、同・梅山伝五	杉520本	260本	失火	杉を焼失したる為
11 享保17年子3月	元文2年巳春	奥野妙見山岩かさこ	山留俊・尾方権八、同・蒙甲仁左衛門	杉1503本	約215本	失火	杉を焼失したる為
12 享保17年子3月	元文2年巳春	奥野妙見山岩かさこ	百姓・久右衛門、同・伊八、他 合計7名	杉103本	103本	失火	杉を焼失したる為
13 享保17年子3月	元文2年巳春	奥野妙見山岩かさこ	甚六	杉2500本 (さき2000松下500)・楠2500本	約714本	復目意様	山不取繕の為
14 享保17年子3月	享保20年卯春	東方(さき、松下)	庄屋・須原貞左衛門、横目2名、竹木目付2名、山留2名 合計7名	杉315本	300本	盗伐	指杉直取の為
15 享保17年子3月	享保20年卯春	多良木	百姓・四右衛門	杉505本	約252本	その他	袖取の前、寄木の小杉類し置きたる為
16 享保17年子3月	享保20年卯春	江代松園	山留・椎葉忠介、同・那須貞介	杉2250本	250本	復目意様	指杉手入れ不行届きの為
17 (享保17年子)	享保19年寅春	江代	奥助、女房	杉400本	200本	その他	杉皮剥取
18 享保17年子	享保20年卯春	本上御蔵廻り	久米・弥五七、同・軍右衛門、同・鏡介	楠450本	150本	失火	御立山の松を焼失したる為
19 享保18年丑4月	元文2年巳春	久米村	五人組・助七、文七、庄吉、久兵衛、他 合計9名	楠4000本	2000本	その他	川舟代瀬上納の際、不正の申出をなしたる為
20 享保18年丑10月	元文3年辛酉	瀧り	奥助、女房	杉1000本	約333本	盗伐	隣接の為
21 享保19年寅2月8日	元文2年巳春	宮原(城山、宮の谷)	役人・橋本半左衛門、同・松尾平助、同・東原貞左衛門、山留3名、竹木目付2名 合計9名	杉1223本 (城山23宮の谷1200)	150本	復目意様	柳高不足の為
22 享保19年寅	元文2年巳春	上村谷水築師の谷	役人・渡永久左衛門、他2名、山留・森八郎左衛門、他11名 合計15名	杉2254本	約150本	復目意様	柳高不足の為
23 享保19年寅	元文2年巳春	大知屋	役人・山留・惣右衛門	杉100本	100本	失火	寝右衛門焼落した、杉1本焼失の為
24 享保20年卯6月	元文2年巳春	薩摩	薩摩・金助、同・平助、同・清吉、同・寛左衛門	杉1107本	約277本	失火	山留焼落の為
25 享保21年辰春	元文6年酉春	薩摩	西原権左衛門・山留・権左三右衛門	杉300本	150本	復目意様	山留焼落、山不取繕の為
26 享保21年辰春	元文6年酉春	薩摩	西原権左衛門・山留・権左三右衛門	杉1500本・科銭1貫文	1500本	盗伐	樫木様木として盗伐したる為
27 享保21年辰春	元文5年申春	宮原	宮原・椎葉忠七	杉1000本	1000本	復目意様	鎌倉の強盗の為科代指杉
28 (元文2年) 巳11月3日	寛保2年戌春	荒茂山	深田・西宮右衛門	杉4450本	約70本	盗伐	御用木を無断で伐採の為
29 元文3年3月	元文6年酉2月	五木類13ヶ所	園成寺右衛門、他 合計64名	杉4450本	1500本	復目意様	掛取人、皮剥取人取返りの為
30 享保15年戌	元文5年申春	楓木類なか谷	役人2名	杉1000本	1000本	盗伐	許しを交せず小杉伐採の為
31 元文5年6月	寛保4年子3月	湯浦領火の谷	岩野村庄屋・吉次	杉100本	100本	盗伐	枯小杉盗伐の為
32 元文5年申12月5日	寛保4年子3月	江代権現山	江代百姓・丸左衛門	杉2000本	1000本	不明	不届法の為
33 (元文6年) 酉3月15日	寛保4年子3月	岩野	岩野村・山上助之進、同・奈須仁左衛門	杉3000本	1500本	盗伐	白樺一本切り倒し、持ち帰りたる為
34 寛保4年子2月20日	延享4年卯2月	久米山	東方村・岩本源四郎、百姓・平助	杉500本	約50本	盗伐	許可区域を超えて伐採の為
35 (寛保4年) 子12月	延享4年卯2月	瀧り橋八重	渡り内野・藤兵衛、同・興七、他 合計9名	杉300本	300本	盗伐	小杉二本切り取りの為
36 (延享2年) 花3月	延享4年未春	赤池立山	大直吉左衛門	杉2500本・楠2500本	1000本	その他	伐採後取りの為
37 延享2年丑6月26日	寛保4年未春	大畑山	大畑山・丸尾武右衛門、同・丸尾節右衛門、同・丸尾次右衛門、他 合計5名	杉513本	256本	失火	鹿舎山焼落の為
38 延享3年卯2月2日	寛保4年未春	中津前御座倉	中津村・高田伊右衛門、同・高田長兵衛	杉300本	150本	失火	松明の火にて、杉焼きたる為
39 延享4年卯3月5日	寛保4年未春	江代古馬越	江代・久八、同・仁右衛門	杉100本	100本	その他	嵐倉右衛門、頼助共手放し引取の為
40 延享5年辰6月29日	宝暦3年酉3月	宝暦3年酉3月	五木御保藤子村・奥右衛門親類中	杉300本	300本	失火	畑に火入れの際、朝用木を破壊の為
41 寛保2年子3月23日	宝暦3年酉3月	五木谷中村	五木御保藤子村・百姓・五右衛門	杉300本	150本	盗伐	風倒木の根を無断で伐取りの為
42 寛保2年巳	宝暦3年酉2月	本上平岩	本上平岩・乙基成右衛門、百姓・興兵衛	杉3100本	344本	不明	無断伐の根を焼きたる為
43 寛保2年巳11月20日	宝暦3年酉2月	東方村	東方村・七六、他 合計9名	杉1000本	約20本	失火	御立山の杉を焼失したる為
44 寛保2年12月18日	宝暦3年酉2月	久米天神の宇戸北平、南平	久米村・喜八、他 合計51名	杉600本	不明	失火	指杉の杉を焼失したる為
45 寛保3年2月17日	宝暦3年酉3月	山田役人	山田役人	杉450本	150本	失火	松明の火にて杉を焼失したる為
46 寛保3年2月21日	宝暦3年酉3月	山田役人	大畑村・大石仁右衛門、同・佐馬新左衛門、同・宮原右衛門	杉1500本	500本	失火	松明の火にて杉を焼失したる為
47 明和元年申8月	記載なし	本上御ならきさこ	松右衛門、市右衛門	杉5000本	2500本	復目意様	八尺以上の杉の部、案内側の杉が有たる為
48 明和3年戌3月	記載なし	有原山、高山古道、おはき坂	深田山留・田原謙八、同・権左権八・平川源蔵	杉3000本	5000本	復目意様	山留伐の根、無断伐の為
49 明和3年戌5月	記載なし	赤池立山	高橋甚五	杉200本	200本	盗伐	自分屋敷木無断で伐採の為
50 宝暦14年申8月	記載なし	土地	赤池村百姓・興右衛門	杉790本	不明	その他	無断焼畑を開きたる為
51 天明4年辰	享和3年亥	須原領堂のきこ	須原領船尾村山山村の者共	杉250本	250本	不明	不届きの為
52 寛政9年巳	享和3年亥	須原領堂のきこ	須原村百姓・半助	杉200本	200本	不明	不届きの為
53 寛政9年巳	享和3年亥	本上御瀧り水	本上村百姓・市六	杉300本	50本	失火	杉焼きたる為
54 寛政元年酉10月	享和3年亥2月	湯浦領おさこ	湯浦百姓・喜平、他 合計6名	杉30本	30本	盗伐	焼畑杉伐採の為
55 記載なし	寛政8年辰2月	間瀬	左衛門親類	杉125本	25本	失火	新並木立の節火火し、小杉焼失の為
56 記載なし	寛政8年辰春	武蔵	一武村百姓・善左衛門、同・興助、他 合計5名	杉50本	50本	盗伐	松一本盗伐の為
57 記載なし	寛政8年辰春	宮原	宮原村百姓・武助	杉30本	30本	盗伐	松明の火により松一本焼失の為
58 記載なし	寛政8年辰春	宮原	宮原村百姓・武七	杉58本 (過木8本)	50本	盗伐	松高伐を禁止したる為
59 記載なし	寛政8年辰春	大村頼山之内	林百姓・新六、林孫五左衛門家来・和助	杉124本 (過木24本)	50本	不明	不届きの為
60 記載なし	寛政8年辰2月	林姓	宮原村百姓・武七	杉130本 (過木30本)	50本	盗伐	炭焼用に松5本盗伐したる為
61 記載なし	寛政8年辰春	宮原	鹿前屋・善右衛門、鶴屋・仙左衛門	杉2630本	約329本	失火	並木守立の節、善定指杉七千本焼き払いたる為
62 記載なし	寛政13年辰3月	黒肥地焼たた根谷	黒肥地村・田原金助、他 合計8名	杉330本 (過木30本)	300本	失火	指杉の根、御立山の小杉焼落の為
63 記載なし	文化4年卯3月	西浦領中谷	西浦領百姓・殊六	杉300本	300本	復目意様	御立山内に焼畑開発の手続き取りの為
64 享和2年戌4月	文化6年巳	山田御黒岩御立山	山田村郷付・大平利右衛門	杉300本	約17本	その他	榎木の為
65 享和3年亥	文化6年巳2月	原田領	原田百姓・七兵衛、他 合計3名	杉50本	300本	失火	村山の松木50本、焼畑の為
66 享和4年2月	文化6年巳2月	原田領	林村郷付・竹下五左衛門	杉300本	300本	失火	村山の松木50本、焼畑の為
67 文化元年3月	記載なし	林村	林村郷付・竹下五左衛門	杉300本	300本	失火	村山の松木50本、焼畑の為

が、指木に適した季節にまとめて実施されていたのではないかということが考えられる。

## （二）指付場所

指付場所に関しては、記述が曖昧で不明な点も多いが、【表②】では「宮の谷」、「久米杉谷」、「火の谷」などの「谷」が多くみられる。大蔵永常の『広益国産考』では、「杉を植えるべき土地」を「深山の谷河深く流れなだれの地」としていることから<sup>15)</sup>、「谷」が指杉の適地として選択されていたと考えられる。また、藩・家中が管理運営をしていた「御鹿倉」、「御立山」、「支配山」<sup>16)</sup>に科代指杉が行われている事例があることから、指杉の適地であれば、山林の種類を選ばずに実施されていたようである。

## （三）科代本数

科代本数については、事例によって差があり、罪種、指木人の身分、被害の程度などによって決められていたと考えられる。どのような基準が存在していたのかは判断することができないが、一人当たりの本数で見ると、享保年間には数百本から千本程度であったものが、寛政年間以降は、およそ五十本程度の科代本数となつている。また、罪種ごとに指木本数を集計した【表④】によると、平均本数は少ない方から「失火」「誤伐」「盗伐」「役目怠慢」となっている。「失火」「誤伐」は、過失の罪であるために、本数が少ないことは理解できるが、純然

【表④】罪種別指木本数表

罪種	本数（最少－最多）	平均本数
失火	20本－500本	約206本
誤伐	50本－1000本	約296本
盗伐	30本－1500本	約430本
役目怠慢	150本－5000本	約1186本

たる犯罪である「盗伐」が平均四三〇本であるのに対して山役人などの管理責任者の「役目怠慢」は一一八六本と、その差が大きくなっている。このことから、竹木上目付、山留などの山役人<sup>17)</sup>の責任の重さを窺うことができる。

## （四）指付人

指木人については、科代指杉は在郷のものすべてが対象であったようであり、郷土<sup>18)</sup>、百姓をはじめ、竹木上目付、山留などの山役人も管理責任者や、「盲目本覚」という盲目の僧侶と思われる人物にも科されている<sup>19)</sup>。基本的には犯罪を犯した本人に対して科されたが、それ以外の事例も見ることができる。

## 【史料一】<sup>20)</sup>

大神尾

一 指杉百本

五木逆瀬川 惣右衛門

右者享保貳拾卯ノ六月、惣右衛門娘落火致杉本焼候二付、科代指杉明辰春ヨリ差付候筈

右元文二巳春、改検者佐無田竹右衛門、土屋吉左衛門

【史料一】は、五木逆瀬川に住む惣右衛門の娘が、落火により杉一本を焼失したために、科代指杉一〇〇本が科されたものである。これによると、落火を起したのは惣右衛門の娘であるが、指付人は本人ではなく父親の惣右衛門となっており、保護責任者である娘の父親に科代指杉が科されたものと考えられる。

【史料二】<sup>(2)</sup>

一 杉百本

五木領保楊子村徳右衛門

親類中

改済

右八五木領保楊枝村ノ徳右衛門乱心者ニ而罷在候処ニ、同領山口山杉  
 杏本四尺廻り長八尋此杉切申候、依之其身ハ乱心者ニ候得共、親類共  
 徳右衛門手放シ召置候儀無念ニ付、科代さし杉百本、来巳ノ春指付候  
 様ニ可申付旨、依仰五木役人安宅岩右衛門召呼申渡候

延享五年辰六月廿九日

右八宝曆三酉ノ三月、改検者赤坂次右衛門、東藤次右衛門、相改如是

【史料二】は、五木領保楊枝村に住む乱心者の徳右衛門が、同領  
 山口山の「四尺廻り長八尋」の杉を切り倒したために、科代指杉  
 一〇〇本が科されたものであるが、これも【史料二】と同じく、本  
 人に対する科代指杉は科されていない。これは「依之其身ハ乱心  
 者ニ候得共、親類共徳右衛門手放シ召置候儀無念ニ付」と理由が述  
 べられている通りに、徳右衛門が「乱心者」であるがために科代能  
 力が無く、保護責任者である親類中に科代指杉が科されたものであ  
 ると考えられる。このように科代指杉は、犯罪を犯した本人、管理  
 責任者の山役人のみならず、本人に科代能力がない「娘」や「乱心物」  
 の場合は、保護責任者である父親、親族に対して、【史料二】に「手  
 放シ召置候儀無念ニ付」とあるように、監督不行き届きであるとし  
 て科されていたということが考えられる。

(五) 罪種と科代理由

罪種と科代理由については、罪種別の件数と割合を表した【表⑤】  
 によると、「失火」が二三件、三四パーセントで最も多く、次いで  
 山役人の「役目怠慢」が一〇件、「誤伐」、「盗伐」がそれぞれ八件となっ  
 ている。しかしながら、全体の約五分の一  
 に当る一八パーセントが「その他」の理由  
 となつていことから、科代指杉の適用範  
 囲は広く、「失火」「誤伐」「盗伐」「役目怠  
 慢」以外にも、様々な理由で科されていた  
 と考えられる。そこで「その他」の事例を  
 中心に、科代理由について検討していくこ  
 ととする。

【表⑤】 罪種別指木件数割合表

罪種	件数	%
失火	23件	34%
誤伐	8件	12%
盗伐	8件	12%
役目怠慢	10件	15%
その他	12件	18%
不明	6件	9%

【史料三】<sup>(25)</sup>

寛延弍巳

一 杉三百本

木上平岩 乙益儀右衛門

百姓興兵衛

改済

右八去辰ノ秋風倒松之枝、御断不申上切取往還橋致修覆候、盗取候筋  
 ニ而無之、内々ニ而手代共ヨリ木上役人方江申達、木上役人ヨリ過代  
 指杉兩人ニ而三百本、巳ノ春申付差調候、申ノ年検者改之筈也

宝曆三酉二月、検者西弥三右衛門、西幸助、相改之候

【史料三】は、「去辰ノ秋風」により倒れた松の枝を無断で切り取り、往還橋の修復に利用したため、科代指杉三〇〇本が木上平岩の乙益儀右衛門、及び百姓興兵衛に科されたものである。木上平岩は球磨川支流の川辺川に面した場所であり<sup>26</sup>、ここに架かる橋の修復に倒木を利用したと考えられるが、橋に利用する材木については、享和三（1803）年の『明細記』に、「本往還筋橋ハ、本木無代二而其所江相渡、其外之橋ハ地払代付二而相渡」<sup>27</sup>とあり、「本往還筋橋」の材木は無代で、それ以外では伐採分の代銀が取られていた。人吉藩における「本往還」は、人吉から大坂間を経由して八代に至る道、人吉から湯前を経由して米良山へ至る道などであるが<sup>28</sup>、【史料三】の木上平岩は本往還には当たらないため、橋の修復には代銀を支払う必要がある。推測ではあるが、このような事情から乙益儀右衛門らは、倒木を利用したのではないかと考えられる。この行為は村のためにおこなったことであり、文中でも「盗取候筋二而無之」としているが、「御断不申上切取」とあるように、報告の義務を怠ったことに対して科代指杉が科されたものと考えられる。

【史料四】<sup>29</sup>

一 指杉式百本 赤池村百姓 興四右衛門  
 右八興四右衛門自分居屋敷之内たけ壱本有之、切判不申受切倒候  
 二付、所役人并山留方ヨリ内々申出、御役所袖方所ヨリ申上候へハ、  
 右たけ代付二而拝領、且又指杉式百本、科代トシテ指付差上申候

宝曆十四申八月

【史料四】は、赤池村百姓である興四右衛門が、自分屋敷の竹一本を切判を受けずに切り倒したことを所役人と山留役に通報され、その結果、伐採した竹の代銀の支払いと科代指杉二〇〇本が科されたものである。竹は、杉と同様に重要な資材とされており、人吉藩でも、『御竹林改帳』を作成して竹林を管理し、人別竹植も実施されており伐採には許可が必要であった<sup>30</sup>。

このように人吉藩では、山林の盗伐、放火や失火に比べればささいな過失であっても科代指杉が科されていたことが分かる。

【史料五】<sup>31</sup>

渡り  
 一 檜四千本 宝持坊百姓 助七 御百姓 小八  
 右八役場へ罷出川舟代銀上納一卷二付而、不届成事申出候間、内証申上科代トシテ申付候、尤物主受込享保十八丑十月指立候筈也、  
 辰ノ春改入候事

【史料五】は、宝持坊百姓の助七と御百姓小八が、役場へ川舟代銀を上納の際に、不届きな申出を行ったために科代として檜四千本の指付が科されたものであるが、川舟代銀という山林とは直接的に関係のない理由であるにもかかわらず、科代指杉が科されている。このような事例は、『科代指杉檜帳』では、【史料五】以外は見当たらないが、人吉藩の科代指杉が山林刑罰以外でも適用されていたの

ではないかということが考えられる。

このように、科代理理由には、失火、誤伐、盗伐、役目怠慢の主な理由の他に、倒木や自分屋敷木の利用のような些細な事例から、山林犯罪とは直接に関係がない事例まであり、科代指杉は様々な理由で広く実施されていたことが分かる。

### 三 ままとめと今後の課題

本稿では、人吉藩の山林刑罰のひとつである科代指杉を『科代指杉檜帳』を基に考察を行った。その結果、科代指杉の指付人については、管理責任、保護責任により、本人だけでなく関係者にまで及び、科代理理由は、失火、誤伐、盗伐、役目怠慢の他に、倒木や自分屋敷木の利用、山林犯罪とは直接に関係がない事例も存在していたことが分かった。このように、科代指杉は適用範囲が広く、強制造林が主体であった人吉藩が、山林刑罰を口実とすることにより、実質的に科代指杉を造林推進政策として利用していたのではないかとということが考えられるが、このことは今後さらに検討していく予定である。

### 註

- (1) 大石慎三郎編『地方凡例録』(近藤出版社、一九九六年)一三五頁
- (2) 大久保利謙他編『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五年)三三九頁
- (3) 塩谷勉『部分林制度の史的的研究』(林野共済会、一九五九年)七一頁

(4) 前掲『部分林制度の史的的研究』七一頁

(5) 林野庁『徳川時代における林野制度の概要』(林野共済会、一九五四年)七三二頁

(6) 前掲『部分林制度の史的的研究』七一頁

(7) 地方史研究協議会『日本産業史体系九州編』(東京大学出版会、一九六〇年)一〇七頁

(8) 春定指杉は人吉藩における公役造林であり、三年に一度(のち四年に一度)、三月の定日に一戸当り20本の指杉を行っていた。奉公指杉は藩への報恩として自由意志に基づいて行われた献上造林のことである。

(9) 「相良家文書」は現在、人吉市教育委員会、熊本県立図書館、広島大学付属図書館において所蔵されており、そのうち広島大学付属図書館に人吉藩林制史関係の史料が多く所蔵されている。

(10) 農林省『日本林制史資料人吉藩編』(朝陽会、一九三一年)五三頁、一一三頁

(11) 御林奉行の配下で諸木の管理伐採に関する事務を処理していたが、安永三年に杉檜の管理業務を育成方に移譲し、雑木竹林の管理を業務とする。

(12) 広島大学付属図書館所蔵。村方における犯罪の詳細と科刑を記録したものであり科代指杉の事例が含まれる。

(13) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』一三三頁

(14) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』六六〇六七頁

(15) 山田龍雄他編『日本農書全集14 広益国産考』(農山漁村文化協

- 会、一九七八年）七一頁
- (16) 御鹿倉は藩主の狩猟山、御立山は藩用の他に伐採を行わない御山、支配山は家中に管理保護を委託した山である。
- (17) 竹木上目付は山林犯罪及び指杉の育成状況の監視報告、山留も竹木上目付の配下で山林犯罪の監視を行っており、どちらも郷士から選ばれた郷の山役人である。
- (18) 人吉藩において戸数の三割を占める在郷の武士であるが、無禄で百姓同然の扱いであった。
- (19) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』五六～五七頁
- (20) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』六六～六七頁
- (21) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』七九頁
- (22) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』八〇頁
- (23) 人吉盆地の中心を流れる川であり、江戸時代には藩主の参勤交代や木材などの商品流通に利用されていた。
- (24) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』四三一頁
- (25) 木村礎他編『藩史大辞典九州編』（雄山閣出版、一九八八年）三一六頁
- (26) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』八八頁
- (27) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』二二六頁～二三八頁
- (28) 前掲『日本林制史資料人吉藩編』六三頁